

市川市預かり保育利用料助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 3 / 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 45 号

市川市預かり保育利用料助成金交付規則の一部を改正する規則

市川市預かり保育利用料助成金交付規則（令和 5 年規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「施設等利用給付認定保護者」を「施設等利用給付認定保護者等」に改める。

第 2 条第 1 号中「及び同項に規定する幼稚園」を「、同項に規定する幼稚園及び同条第 1 0 項第 3 号に掲げる特別支援学校」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 教育・保育給付認定保護者 法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

第 3 条中「であって、次の各号のいずれにも該当するもの」を「又は教育・保育給付認定保護者であって、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすもの」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 施設等利用給付認定保護者（預かり保育事業を利用する小学校就学前子どもが法第 3 0 条の 4 第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもであるものに限る。） 本市から法第 3 0 条の 5 第 2 項に規定する施設等利用給付認定を受けていること。
- (2) 施設等利用給付認定保護者（預かり保育事業を利用する小学校就学前子どもが法第 3 0 条の 4 第 1 号に掲げる小学校就学前子どもであるものに限る。） 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 本市から法第 30 条の 5 第 2 項に規定する施設等利用給付認定を受けていること。

イ 預かり保育事業を利用する小学校就学前子どもが満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であること。

ウ 預かり保育事業を利用する小学校就学前子どもの保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。次号エにおいて「府令」という。）第 1 条の 5 各号のいずれかに該当することにより、当該小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難であること。

(3) 教育・保育給付認定保護者 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 預かり保育事業を利用する小学校就学前子どもが法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当すること。

イ 本市から法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定を受けていること。

ウ 預かり保育事業を利用する小学校就学前子どもが満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であること。

エ 預かり保育事業を利用する小学校就学前子どもの保護者のいずれもが府令第 1 条の 5 各号のいずれかに該当することにより、当該小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難であること。

オ 第 1 号に定める要件を満たす者でないこと。

第 4 条中「1 月につき、預かり保育利用料から子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 15 条の 6 第 2 項第 2 号の規定により算定した額を控除した額（当該額が 10,000 円を超えるときは、10,000 円）」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 前条第 1 号に掲げる者（預かり保育事業を利用する小学校就学前子どもが法第 30 条の 4 第 2 号に掲げる小学校就学前子どもであるものに限る。）

1 月につき、預かり保育利用料から子ども・子育て支援法施行令（平成

26年政令第213号。以下この項において「政令」という。)第15条の6第2項第2号の規定により算定した額を控除した額(当該額が10,000円を超えるときは、10,000円)

- (2) 前条第1号に掲げる者(預かり保育事業を利用する小学校就学前子どもが法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもであるものに限る。)

1月につき、預かり保育利用料から政令第15条の6第4項において準用する同条第2項第2号の規定により算定した額を控除した額(当該額が10,000円を超えるときは、10,000円)

- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる者 1月につき、政令第15条の6第4項において準用する同条第2項第2号の規定の例により算定した額
第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。
第5条中「別記様式」を「様式第7号」に改め、同条を第6条とする。
第4条の次に次の1条を加える。

(認定)

第5条 助成対象者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める要件を満たしていること及びその期間について、預かり保育事業を利用するまでに、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 第3条第2号に掲げる者 同号ウに定める要件
(2) 第3条第3号に掲げる者 同号エに定める要件

2 前項の認定(以下この条において「市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定」という。)を受けようとする者は、市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定申請書(様式第1号)に第3条第2号ウ又は第3号エに定める要件を満たしていることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が助成対象者に該当するかどうかを審査し、市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認

定の可否を決定したときは、市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定通知書（様式第2号）又は市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付不認定通知書（様式第3号）により第2項の規定による申請をした者に通知するものとする。

5 市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定は、第1項に定める期間内に限り、その効力を有する。

6 市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定を受けた者は、その内容を変更する必要があるときは、前項の期間内において、市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定変更申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、変更の可否を決定し、その旨を市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定変更認定通知書（様式第5号）又は市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定変更不認定通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

8 第5項の規定は、前項の規定による市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定の変更の認定について準用する。

別記様式を別紙のように改める。

別記様式を様式第7号とし、同様式の前に別紙の6様式を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第5条第2項の規定による申請に関し必要な行為は、令和8年9月1日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

別記様式（第6条関係）

市川市施設等利用費及び預かり保育利用料助成金請求書
（償還払・預かり保育事業用）

年 月 日

市川市長

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項及び市川市預かり保育利用料助成金交付規則第6条の規定に基づき、施設等利用費及び市川市預かり保育利用料助成金の給付について、下記のとおり請求します。また、本請求に関し、市川市が次に掲げる事項を行うことに同意します。

- (1) 請求者と認定子どもの居住状況について、住民基本台帳で確認すること。
- (2) 対象施設に当該対象施設の利用状況を確認すること。
- (3) 対象施設に利用料の支払い状況について確認すること。
- (4) 請求者の課税状況について確認すること。

記

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏 名			現住所	〒 電話：		
※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です						

2. 認定子ども ※認定子どもごとに申請して下さい。

認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 満3歳児	認定番号	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校

幼稚園等名称		所在地	☐ 市内 ☐ 市外
--------	--	-----	---

4. 償還払いの振込先^{※1}

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ・ ☐ 当座					
銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所	口座番号					
		口座名義(カタカナ)					

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

私（上記請求者）は下記の者を代理人として定め、施設等利用費及び市川市預かり保育利用料助成金の受領について権限を委任します。

代理人 住所 _____
氏名 _____

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払い※2について

①	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：

注) 上記の表に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払い」を受けることができる場合は、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合をいいます。ただし、法第30条の4の認定種別が第2号または第3号の場合に限ります。

6. 在籍園の預かり保育事業及び認可外保育施設等の利用※3における施設等利用費及び市川市預かり保育利用料助成金の請求の内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d)※3 ※4	預かり保育利用料aからcを減じた額(e)※5	請求額※6 (「c+d」と月額上限額を比較して低い方の金額とeの金額を合算した額を記入)
	施設に支払った金額(a)※4	利用日数	対象額(b) (×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)			
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
請求額合計							円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。ただし、法第30条の4の認定種別が第2号または第3号の場合に限ります。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳の写し等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※5 (e)の金額が月額上限10,000円を超える場合は、上限額(10,000円)を記入してください。ただし、法第30条の4の認定種別が第2号または第3号の場合に限ります。

※6 法第30条の4の認定種別が第2号の場合は 円、第3号の場合は 円が「月額上限額」となります。

市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定申請書

市川市長

年 月 日

【申請に当たって同意していただく事項】

1. 申請書等に記載した内容は、市川市満3歳児預かり保育利用料助成金の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。

2. 申請内容が事実と相違した場合は、市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定を申請します。

				認定希望日※（施設利用開始日）	年 月 日
保護者 （申請者）	フリガナ		申請 子ども との 続柄	居住地	〒 -
	氏名			転入予定の場合 転入後の住所	〒 -
	生年月日	年 月 日		電話番号	
申請 子ども	フリガナ			居住地 （保護者と異なる場合のみ記入）	〒 -
	氏名			転入予定の場合 転入後の住所 （保護者と異なる場合のみ記入）	〒 -
	生年月日	年 月 日			

※認定開始日は、最短で満3歳を迎える日の前日からになります。

① 利用施設名等

【幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用（予定含む。）する方】

施設名	所在地	利用開始予定日
	〒 - TEL: - -	年 月 日

② 世帯の状況

同居者を全員記入して下さい。

（生計の中心者の番号に○を付けて下さい。） 申請子どもと保護者及び同居者		フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	1			年 月 日		☐ 有
	2			年 月 日		☐ 有
	3			年 月 日		☐ 有
	4			年 月 日		☐ 有
	5			年 月 日		☐ 有
	6			年 月 日		☐ 有

③ 保育の利用を必要とする事由等

該当するものにチェックをつけてください。

続柄	保育を必要とする事由
父	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 下の子の育児休業 ☐ 不在（死別、離婚、未婚等） ☐ その他（ ）
母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 下の子の育児休業 ☐ 不在（死別、離婚、未婚等） ☐ その他（ ）

★ この認定申請は『満3歳児（課税世帯）』における預かり保育利用料助成金のための認定申請書です。
満3歳児（非課税世帯）および3～5歳児は、子育てのための施設等利用給付認定が必要になります。

※保育の必要性を確認するための書類

事由	認定期間	提出書類
就労 (月実働64時間以上)	左記の事由が継続すると見込まれる期間	・就労証明書(★)雇用主又は事業主が記入 ※自営の方の場合は、以下のいずれかの書類も提出 ・開業届のコピー、「申告書等の提出について」のリーフレット(開業1年未満) ・確定申告書のコピー(開業1年以上) ※複数個所で就労されている方は、以下の書類も提出 ・直近1ヶ月分のシフト表(原則、会社規定のもの)または勤怠表 その他、就労状況により下線部の書類の提出を求めることがあります。
妊娠・出産	出産予定月と前後2ヶ月ずつの計5ヶ月	・母子健康手帳のコピー ※表紙及び分娩予定日記載のページ
疾病・障害	左記の事由が継続すると見込まれる期間	・医師の診断書(★)または障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー
介護・看護	左記の事由が継続すると見込まれる期間	・介護・看護・付添い状況申告書(★) ・被介護者の診断書(★)、介護保険証・障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー又は付添い状況証明書(小学生以下)(★)
災害復旧	左記の事由が継続すると見込まれる期間	・罹災証明書等
求職活動	求職開始日から60日間が経過する日が属する月の月末まで	・求職活動申告書(★)
就学 (月64時間以上)	卒業・修了予定日が属する月の月末まで	・在学証明書 ・時間割表(原則、学校作成のもの。)
育児休業	育児休業終了日の属する月の月末まで	・就労証明書(★) ※出産後に証明され、育児休業取得期間が記載されていること
虐待・DV	左記の事由が継続すると見込まれる期間	・関係機関からの証明書

(★)の書類は、市川市指定の様式です。市川市公式ホームページからダウンロードするか、こども施設入園課にて入手してください。

※世帯の状況に応じて必要な書類

状況	提出書類
ひとり親世帯、両親不存在	・世帯状況申立書(★) ・戸籍全部事項証明書(コピー可) ※離婚の場合は離婚後のもので、離婚成立日と親権者が記載されているもの
ひとり親世帯(予定)	・世帯状況申立書(★) ・離婚調停の分かるもの(コピー可) ※裁判所からの呼び出し状等
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	・特別永住者証明書または在留カードのコピー(表裏両面) ・資格外活動許可証のコピー

様式第 2 号（第 5 条関係）

市川市満 3 歳児預かり保育利用料助成金交付認定通知書

年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日付けで申請のあった市川市満 3 歳児預かり保育利用料助成金交付認定について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

認 定 こども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
決 定 年 月 日		
有 効 期 間		
保育を必要とする事由		

様式第3号（第5条関係）

市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付不認定通知書

年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日付けで申請のあった市川市満3歳児預かり保育利用料助成金交付認定について、市川市満3歳児預かり保育利用料助成金を受ける資格を有するとは認められないので、下記のとおり通知します。

記

申請に係る 子 ども	フリガナ	
	氏 名	
申 請 者	申 請 時 の 住 所	
	氏 名	
不認定とした年月日		
不認定とする理由		

（教示）

様式第 4 号（第 5 条関係）

市川市満 3 歳児預かり保育利用料助成金交付認定変更申請書

年 月 日

市川市長

申請者（保護者） 住 所
氏 名
電話番号

市川市満 3 歳児預かり保育利用料助成金交付認定の変更の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

子ども	氏 名	
	生年月日	
	続 柄	
保護者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
	生年月日	
変更する事項		☐ 認定の有効期間 ☐ 保育の必要な事由
変更する理由		

様式第 5 号（第 5 条関係）

市川市満 3 歳児預かり保育利用料助成金交付認定変更認定通知書

年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日付けで申請のあった市川市満 3 歳児預かり保育利用料助成金交付認定の変更について、下記のとおり認定したので、通知します。

記

認 定 子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
決 定 年 月 日		
有 効 期 間		
保育を必要とする事由		

様式第 6 号（第 5 条関係）

市川市満 3 歳児預かり保育利用料助成金交付認定変更不認定通知書

年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日付けで申請のあった市川市満 3 歳児預かり保育利用料助成金交付認定の変更について、下記のとおり不認定と決定しましたので、通知します。

記

申請に係る 子 ども	フリガナ	
	氏 名	
申 請 者	申 請 時 の 住 所	
	氏 名	
不認定とした年月日		
不認定とする理由		

（教示）

市川市児童発達支援等利用者負担額助成金支給規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 31 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 46 号

市川市児童発達支援等利用者負担額助成金支給規則

(目的)

第 1 条 この規則は、本市による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定を受けた対象児童の保護者（以下「支給対象保護者」という。）に対して市川市児童発達支援等利用者負担額助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、支給対象保護者の経済的負担を軽減し、もって障害児の福祉の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過するまでの間にある法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。
- (2) 児童発達支援等 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 4 項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援をいう。
- (3) 指定障害児通所支援事業者 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。

(助成金の支給)

第 3 条 市長は、支給対象保護者が法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号の規定により算出した額（以下「利用者負担額」という。）を負担するときは、助成

金を支給対象保護者に支給する。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、支給対象保護者が負担する利用者負担額とする。

（支給方法）

第5条 市長は、支給対象保護者が指定障害児通所支援事業者から児童発達支援等を受けたときは、当該支給対象保護者に支給すべき助成金の額を、当該指定障害児通所支援事業者からの請求に基づき、当該支給対象保護者に代わり当該指定障害児通所支援事業者に支払うものとする。

2 前項の規定による支払がなされたときは、当該支給対象保護者に対し助成金の支給が行われたものとみなす。

（支給資格の喪失）

第6条 助成金の支給を受けた支給対象保護者は、第3条に定める要件に該当しなくなったときは、助成金の支給を受ける資格を失うものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給を受ける資格を失わせ、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 支給対象保護者が助成金の支給を受けた後に第3条に定める要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 支給対象保護者が偽りその他の不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を受ける資格を失わせたときは、市川市児童発達支援等利用者負担額助成金支給資格喪失通知書（別記様式）により、速やかに当該資格の喪失の内容を当該支給対象保護者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定は、令和 8 年 9 月 1 日以後に支給事由の生じた児童発達支援等の利用について適用する。

別記様式（第 7 条関係）

市川市児童発達支援等利用者負担額助成金支給資格喪失通知書

年 月 日

様

市川市長

市川市児童発達支援等利用者負担額助成金支給規則第 7 条第 1 項の規定により、市川市児童発達支援等利用者負担額助成金の支給資格を喪失させたので、通知します。なお、支給を受けた市川市児童発達支援等利用者負担額助成金があるときは、下記の金額について 年 月 日までに返還してください。

記

助成金の返還金額	円
助成金の資格喪失理由	

（教示）